

情報提供とアフターサービス

ご契約後の手続きは住友生命が行います。

電話 住友生命のお問合せ窓口

0120-506081

【受付時間】 月～金曜日:午前9時～午後6時 / 土曜日:午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

参照 詳細はP36をご覧ください。

郵送 「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

お客さまご自身で、ご契約後の各種手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 詳細はP13～15をご覧ください。

・満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

・満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

【ご利用時間】 月～土曜日:午前8時～午後11時45分 / 日曜日:午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ <http://www.sumitomolife.co.jp>

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要となることがあります。

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- SMBC日興証券が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- SMBC日興証券は、「笑顔の約束」の引受保険会社である住友生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。
- SMBC日興証券では、複数の保険会社の商品を取り扱っております。詳しくは、販売資格を持ったSMBC日興証券の社員にお問い合わせください。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

SMBC日興証券株式会社

お問い合わせは日興コンタクトセンター

☎0120-125-111(口座をお持ちのお客様)
受付時間:平日8:00～18:00/土・日9:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

☎0120-550-250(口座をお持ちでないお客様)
受付時間:平日9:00～18:00/土・日9:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

SMBC日興証券ホームページ <https://www.smbcnikko.co.jp>

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)

〈ホームページ〉 <http://www.sumitomolife.co.jp>

© 個C-18-71(2019.5) 641B0G1E19 ㊞

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)

2019年5月版

笑顔の約束

職業のみの告知で、40歳～90歳の方がお申し込みいただける指定通貨建一時払終身保険です。



「大切なご家族」
「将来のご自身」に向けた約束

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

お申込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ① 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレットは、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。
- ② 保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要です。必ずお読みください。
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、
また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

SMBC日興証券

[引受保険会社]

住友生命

笑顔の約束

大切なご家族

将来のご自身に、

「笑顔」を「約束」する指定通貨建の終身保険です。

(米ドルまたは豪ドル)

※ご契約時に指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。

万一の時は大切な資産を大きくふやして家族に遺してあげたい



約束
1
契約年齢
40歳～90歳の方

死亡保険金を指定通貨建で、大きくふやして遺せます

ご契約当初5年間(または10年間)^(※1)の死亡保険金額を抑えることで、5年(または10年)経過以後の死亡保険金額を指定通貨建で大きくしています。

(※1) 契約年齢40歳～49歳:10年間、契約年齢50歳～90歳:5年間



●為替レートの変動により、死亡保険金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

将来、自分のためにふやしてつかいたい



約束
2
契約年齢
40歳～90歳の方

解約返戻金をご自身でつかうことができます

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身でつかうことができます。契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します。



●一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
●為替レートの変動により、解約返戻金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や解約返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

さらに安心なしくみをプラス

為替レートが円高となっても、万一の時は大切な資産をしっかりと家族に遺してあげたい



約束
3
契約年齢
40歳～80歳の方

所定の特約^(※)を付加していただくことにより、ご契約当初一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証します

(※) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約

ご契約当初5年間(または10年間)^(※2)の(災害)死亡保険金の支払額として基準金額^(用語)を最低保証します。

(用語) 基準金額 払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合:円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合:一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を乗じた金額。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。

(※2) 契約年齢40歳～49歳:10年間、契約年齢50歳～80歳:5年間



●契約日から5年(または10年)経過以後の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。
●本特約を付加した場合、付加しない場合よりも、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

※契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。

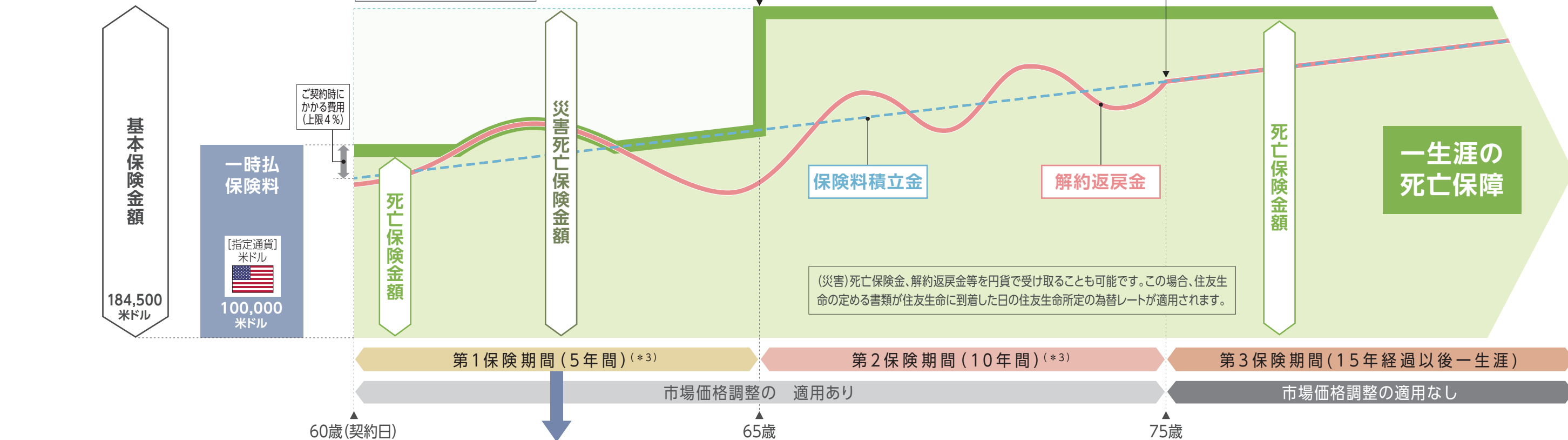
初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合 [契約年齢 40歳~90歳]

「笑顔」を「約束」する商品のポイント

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額	指定通貨	一時払保険料	予定利率	実質的な利回り
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル(*1)	3.0%	1.76%(*2)

(*1) 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。
(*2) 小数点第3位を切り捨てて記載しています。



⚠️ 予定利率3.0%、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)100円のご契約例を記載しておりますが、ご契約には契約日時時点の予定利率が適用され、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)は住友生命が保険料を受け取った日の為替レートが適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。ご契約に適用される予定利率、実質的な利回りおよび死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
● 実質的な利回りは指定通貨建(外貨建)での利回りであり、円建での利回りではありません。なお、ご契約の全期間(15年後の契約応当日を含む)において、解約返戻金を円貨で受け取る場合は、為替レートの変動により元本割れすることがあります。
● 実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。なお、一時払保険料からご契約時にかかる費用を差し引くため、ご契約から解約までの期間が短い場合、解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性があります。

約束 1 ご契約5年(*3)経過以後の死亡保険金額(*4)
184,500米ドル

【住友生命所定の為替レートに基づいた死亡保険金の円換算額(*5)(*6)】

90円	円高	100円	円安	110円
1660万円		1845万円		2029万円

第1保険期間(5年間)(*3)の死亡保険金額は一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額となります。災害死亡保険金額は、基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。

約束 1 死亡保険金を指定通貨建で、大きくふやして遺せます

ご契約当初5年間(*3)の死亡保険金額を抑えることで、5年(*3)経過以後の死亡保険金額を指定通貨建で大きくしています。

約束 2 解約返戻金をご自身でつかうことができます

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、ご自身でつかうことができます。契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します。

(契約年齢40歳~80歳の方) ご契約当初5年間(*3)の(災害)死亡保険金額を円貨で最低保証したい場合はP5・6をご覧ください。

約束 2 契約日から15年経過時の解約返戻金額(*7)
129,924米ドル

【住友生命所定の為替レートに基づいた解約返戻金の円換算額(*5)(*6)】

90円	円高	100円	円安	110円
1169万円		1299万円		1429万円

(*3) 契約年齢49歳以下の場合、第1保険期間は10年間、第2保険期間は5年間となります。
(*4) 第2保険期間の死亡保険金額は、基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となりますので、184,500米ドルを上回る場合があります。
(*5) 記載の円換算額は、受取時の住友生命所定の為替レート(TTM-50銭)を90円、100円、110円に仮定した場合の試算であり、将来の受取額等をお約束するものではありません。なお、上記の為替レートの変動幅は、上限または下限を示すものではありません。
(*6) 万円未満を切り捨てて記載しています。
(*7) 契約応当日に解約した場合です。

用語説明 予定利率
死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。

実質的な利回り
本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。

ご契約例では1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

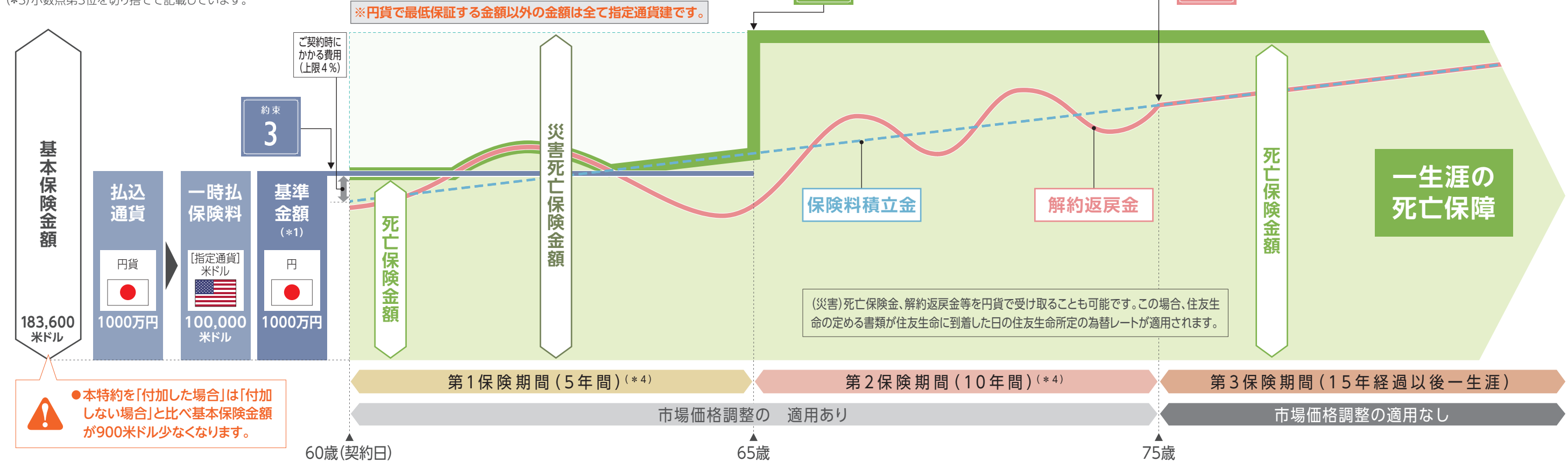
初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合 [契約年齢 40歳~80歳]

「笑顔」を「約束」する商品のポイント

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額(基準金額 ^{(*)1})	指定通貨	一時払保険料	予定利率	実質的な利回り
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル ^{(*)2}	3.0%	1.72% ^{(*)3}

(*)1 (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額
 (*)2 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。
 (*)3 小数点第3位を切り捨てて記載しています。



●本特約を「付加した場合」は「付加しない場合」と比べ基本保険金額が900米ドル少なくなります。

約束 3 初期死亡時円換算支払額最低保証特約によって円貨で最低保証する金額 **1000万円**^{(*)1}

約束 1 ご契約5年^{(*)4}経過以後の死亡保険金額^{(*)5} **183,600米ドル**
 【住友生命所定の為替レートに基づいた死亡保険金の円換算額^{(*)6} ^{(*)7}】

90円	円高	100円	円安	110円
1652万円		1836万円		2019万円

約束 2 契約日から15年経過時の解約返戻金額^{(*)8} **129,291米ドル**
 【住友生命所定の為替レートに基づいた解約返戻金の円換算額^{(*)6} ^{(*)7}】

90円	円高	100円	円安	110円
1163万円		1292万円		1422万円

約束 3 所定の特約^(*)を付加していただくことにより、**ご契約当初一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証します**
 (※)初期死亡時円換算支払額最低保証特約
 ご契約当初5年間^{(*)4}の(災害)死亡保険金の支払額として**基準金額を最低保証**します。

●金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
 ●本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

(*)4 契約年齢49歳以下の場合、第1保険期間は10年間、第2保険期間は5年間となります。
 (*)5 第2保険期間の死亡保険金額は、基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となりますので、183,600米ドルを上回る場合があります。

※指定通貨は米ドル・豪ドルのいずれかを選択できます。

●予定利率3.0%、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)100円のご契約例を記載しておりますが、ご契約には契約日時点の予定利率が適用され、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)は住友生命が保険料を受け取った日の為替レートが適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。ご契約に適用される予定利率、実質的な利回りおよび死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
 ●実質的な利回りは指定通貨建(外貨建)での利回りであり、円建での利回りではありません。なお、ご契約の全期間(15年後の契約応当日を含む)において、解約返戻金を円貨で受け取る場合は、為替レートの変動により元本割れすることがあります。
 ●実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。なお、一時払保険料からご契約時にかかる費用を差し引くため、ご契約から解約までの期間が短い場合、解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性が高くなります。

約束 1 **死亡保険金を指定通貨建で、大きくふやして遺せます**

ご契約当初5年間^{(*)4}の死亡保険金額を抑えることで、5年^{(*)4}経過以後の死亡保険金額を**指定通貨建で大きく**しています。

用語説明 **予定利率**
 死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。

約束 2 **解約返戻金をご自身でつかうことができます**

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、**ご自身でつかうことができます**。
契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します。

用語説明 **実質的な利回り**
 本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。

(*)6 記載の円換算額は、受取時の住友生命所定の為替レート(TTM-50銭)を90円、100円、110円に仮定した場合の試算であり、将来の受取額等をお約束するものではありません。なお、上記の為替レートの変動幅は、上限または下限を示すものではありません。
 (*)7 万円未満を切り捨てて記載しています。
 (*)8 契約応当日に解約した場合です。

ご契約例では1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

「笑顔」を「約束」できる理由 <外貨建 生命保険の魅力に安心なくみをプラス>

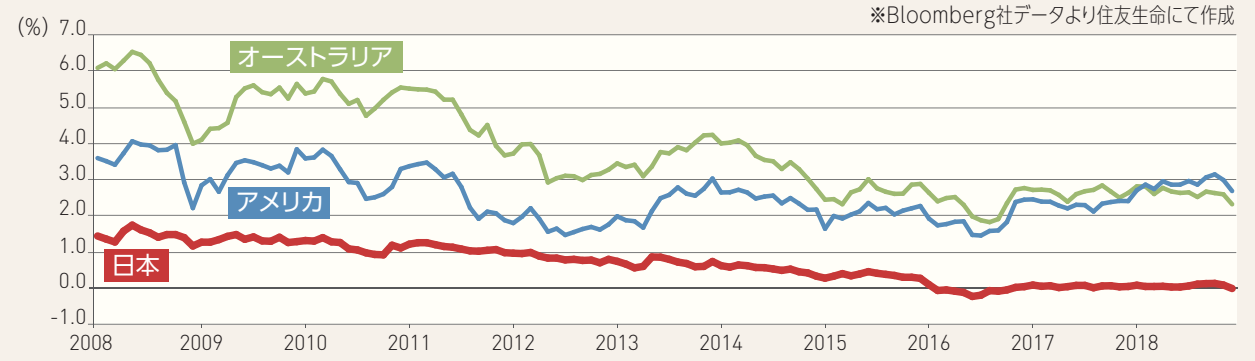
商品パンフレット

商品パンフレット

笑顔の約束は、5年(または10年)^(※1)経過以後の死亡保険金を指定通貨建で大きくふやして遺せます。

(※1) 契約年齢40歳~49歳:10年間、契約年齢50歳~90歳:5年間

各国の金利の推移 アメリカ・オーストラリア・日本の10年国債流通利回りの推移(2008年1月~2018年12月の各月末時点の数値)
※Bloomberg社データより住友生命にて作成



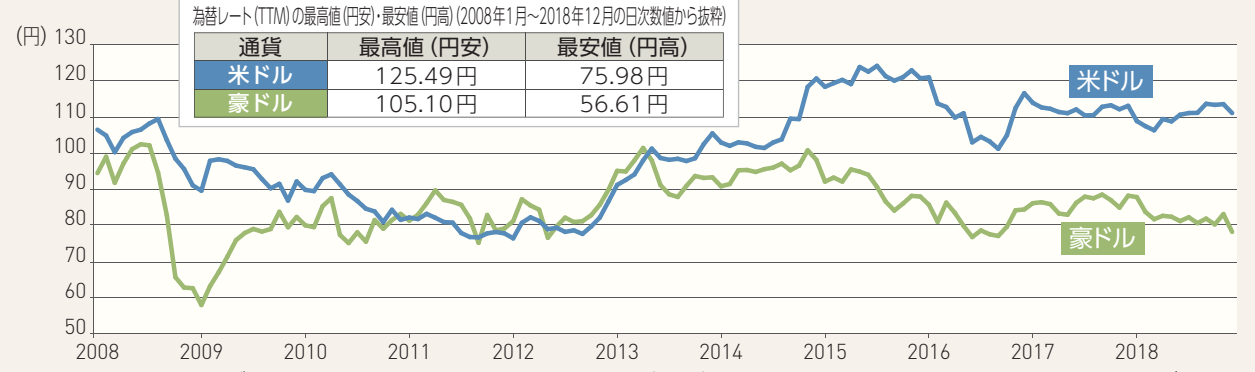
アメリカやオーストラリアの金利は、日本の金利よりも相対的に高い水準で推移しています。

- ご契約時に適用される予定利率は上記国債流通利回りに基づき設定されるものではありません。
- このグラフは2008年1月から2018年12月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映していません。また、将来も上記推移が続くものと保証するものではありません。

一方で、外貨建資産を保有した場合、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

笑顔の約束は、第1保険期間の(災害)死亡保険金のお支払いについては初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加していただくことにより、**ご契約時よりも円高となった場合でも基準金額を最低保証します。**

為替レートの推移 ミドル・豪ドルの為替レート(TTM)の推移(2008年1月~2018年12月の各月末時点の数値)



- このグラフは2008年1月から2018年12月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映していません。また、将来も上記推移が続くものと保証するものではありません。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を「付加しない場合」と「付加した場合」の違い

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額	指定通貨	一時払保険料
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル ^(※2)

(※2) 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としております。

第1保険期間の死亡保険金額の例 (死亡保険金を円貨で受け取る場合)

第1保険期間の死亡保険金額 ^(※3)		100,000米ドル		
死亡保険金を円貨で受け取る場合の為替レート(TTM-50銭)		80円 ← 円高	100円	円安 → 120円
死亡保険金の円換算額	付加しない場合	800万円	1000万円	1200万円
	付加した場合	1000万円 ^(※4)	1000万円	1200万円

1000万円が最低保証されます

1200万円をお支払いします

(※3) 解約返戻金額や保険料積立金額が死亡保険金額欄の金額を超える場合は解約返戻金相当額もしくは保険料積立金相当額が死亡保険金額となります。
(※4) (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額

基本保険金額の差額

予定利率	①付加しない場合	②付加した場合	差額(②-①)
4.0%	237,900米ドル	236,760米ドル	-1,140米ドル
3.5%	209,790米ドル	208,780米ドル	-1,010米ドル
3.0%	184,500米ドル	183,600米ドル	-900米ドル
2.5%	161,800米ドル	161,010米ドル	-790米ドル
2.0%	141,510米ドル	140,820米ドル	-690米ドル

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

- ご契約には契約日時点の予定利率が適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。死亡保険金、解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。
- 第2保険期間および第3保険期間の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。
- 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

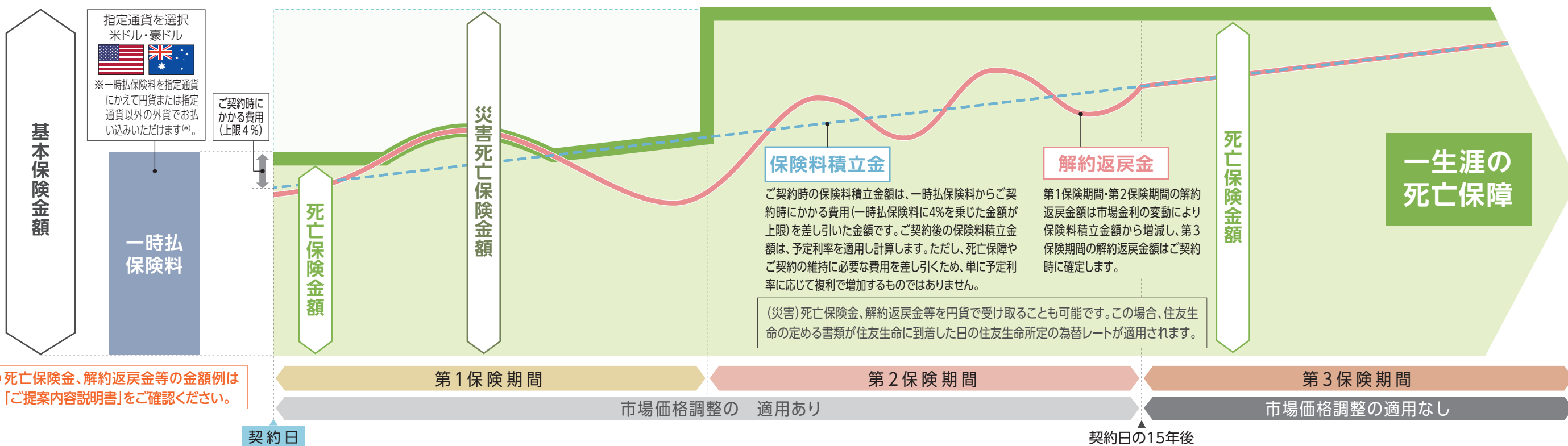
職業のみの告知で
申込可能

「笑顔の約束」のしくみと特徴

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合

ご契約時	第1保険期間 ご契約当初5年間(契約年齢50歳～90歳の方) または10年間(契約年齢40歳～49歳の方)	第2保険期間 契約日から15年間のうち 第1保険期間満了日の翌日以後の期間	第3保険期間 第2保険期間満了日の翌日以後、一生涯
基本保険金額は、ご契約時に指定の米ドル建または豪ドル建で確定します ●ご契約時に指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。	(災害)死亡保険金 一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額 災害死亡保険金 基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡保険金 基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	死亡保険金 基本保険金額と同額
安心なしくみ	一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証したい方 参照 詳細はP21「契約概要2」をご覧ください。	死亡保険金額・解約返戻金額を円建で確定させたい方 参照 詳細はP16をご覧ください。	将来の介護リスクに備えたい方 参照 詳細はP17をご覧ください。

しくみ図(イメージ)



(*) 保険料円貨払込特約または保険料指定外通貨払込特約を付加した場合、円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)により払い込まれた金額を、住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命の定める為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。複数通貨でのお払込みはできません。

ご契約時に適用する
 予定利率について ● 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。
 ● お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率は、お申込み時の予定利率と変わることがあります(契約締結後は、ご契約時に適用された予定利率から変わりません)。

● 適用される予定利率が変わる場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

● 一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 ● 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 ● この保険は高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。

解約返戻金をご自身でつかうことができます。 <解約返戻金額と市場価格調整について>

解約返戻金の推移イメージ

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合

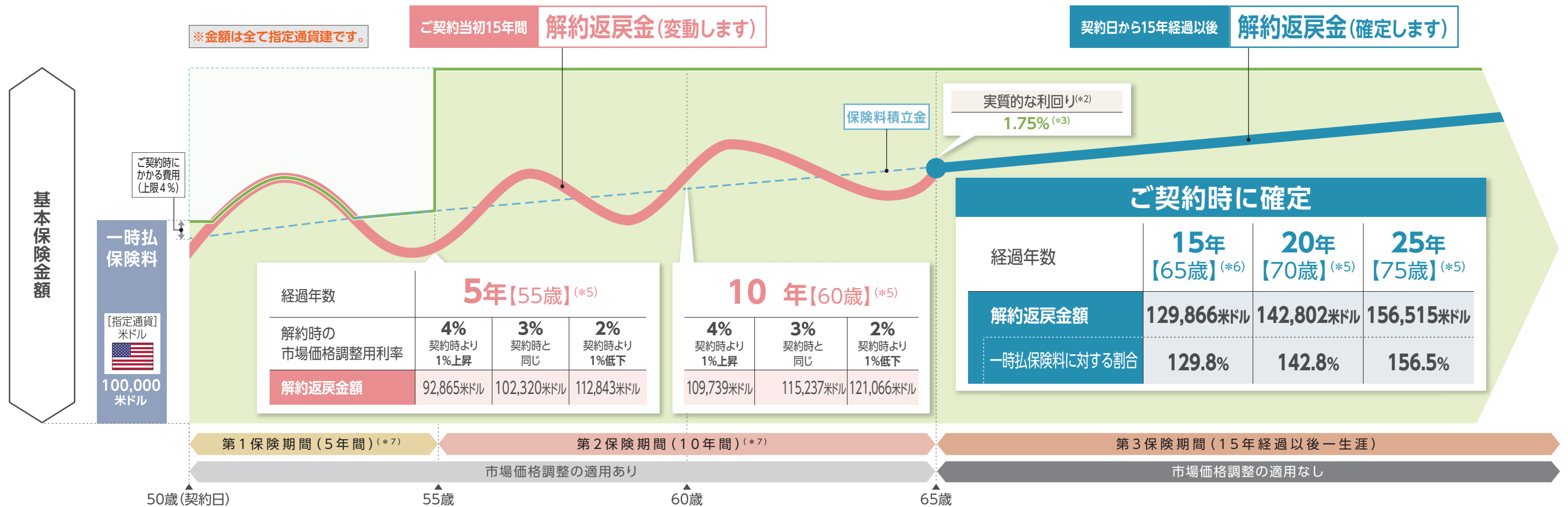
ご契約例	契約年齢	性別	指定通貨	一時払保険料	予定利率 ^(*1)	実質的な利回り ^(*2)	契約時の市場価格調整用利率 ^(*4)
	50歳	女性	米ドル	100,000米ドル	3.0%	1.75% ^(*3)	3.0%

ご契約例では1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

- (*1) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。
- (*2) 本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。
- (*3) 小数点第3位を切り捨てて記載しています。
- (*4) 指定通貨の市場金利をもとに住友生命が定める利率です。

- 予定利率3.0%、契約時の市場価格調整用利率3.0%のご契約例を記載しておりますが、ご契約には契約日時点の予定利率、市場価格調整用利率が適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。ご契約に適用される予定利率、実質的な利回り、市場価格調整用利率および死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
- 実質的な利回りは指定通貨建(外貨建)での利回りであり、円建での利回りではありません。
- 実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。なお、一時払保険料からご契約にかかる費用を差し引くため、ご契約から解約までの期間が短い場合、解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性が高くなります。

- 第1保険期間・第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。
- 第3保険期間(契約日から15年経過以後)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。

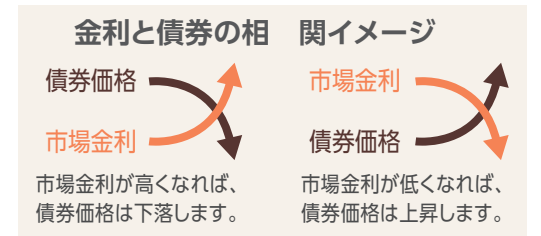


ご契約当初15年間 解約返戻金額は、市場価格調整の適用により保険料積立金額 から増減します。

契約日から15年経過以後 解約返戻金額は、ご契約時に指定通貨建で確定します。

- 為替レートの変動により、解約返戻金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や解約返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

市場価格調整とは
各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。



15年経過以後、解約返戻金は基本保険金額を上限に増加しますので、
趣味、住宅リフォーム、老後の備え
などにもご活用いただけます。一部解約(減額)も可能です

(*5) 契約応当日直前に解約した場合です。(*6) 契約応当日に解約した場合です。(*7) 契約年齢49歳以下の場合、第1保険期間は10年間、第2保険期間は5年間となります。

スミセイダイレクトサービスについて

ご利用登録は次ページへ

ご利用登録のうえ、便利な機能をご活用ください。

1 ご契約内容照会サービス

解約返戻金額等をご確認いただけます



お客さまご自身で**ご契約内容等をご確認**いただけます。

※円換算額については、照会日における住友生命所定の為替レートに基づいた金額です。為替レートの反映時刻は下記時刻となります。ただし掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル 午前10時00分頃 豪ドル 午前10時40分頃

参照 ご契約内容照会サービスご利用時間についてはP15「スミセイダイレクトサービスのご利用登録について」をご覧ください。

2 メールお知らせサービス

※メールアドレスのご登録が必要です。

解約返戻金の円換算額の増減をメールでお知らせいたします



ご契約から6か月経過以後、**解約返戻金の円換算額^(※1)が基準金額から10%増加、減少する**つど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせいたします。

(※1)住友生命所定の為替レート(TTM-50銭)により円換算した金額

3 各種お手続きサービス

各種お手続きが可能です



以下の**お手続きが簡単**にできます。

- お客さま情報(住所・電話番号・メールアドレス等)の変更のお手続き
- 各種お手続き書類(名義変更、証券再発行等)のご請求

4 ネット・電話による即日解約サービス

インターネットや電話での即日解約が可能です



インターネットや電話で解約のご請求を行っていただけます。

解約返戻金は円貨で、請求日時点の解約返戻金の円換算額^(※2)をご指定の口座に送金^(※3)します。

(※2) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額

(※3) 請求日の3~4営業日後に特定取引口座に送金します。

ネット解約サービス・電話解約サービスのご利用にあたって

STEP1

「笑顔の約束」の申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引口座・特定取引暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。



※「笑顔の約束」の申込み後に本サービスをご利用されたい場合は後日、コールセンターにお問い合わせください。

STEP2

インターネットや電話での解約のご請求にあたっては、上記の書類のご提出に合わせて、「スミセイダイレクトサービス」のご利用登録も必要となります。「スミセイダイレクトサービス」のご利用登録方法についてはP15をご参照ください。

- 支払金額が**3000万円以下^(※4)**の場合に限り取り扱います。
- 送金用口座は**円貨口座のみ指定**できます(外貨での受取りはできません)。
- 解約請求の受付時間は指定通貨を問わず、**以下の時間**で受け付けます。
なお、**為替レートが未確定の場合は、受付時間中であってもご請求ができません。**

インターネットの場合^(※5)

(平日)午前11時~午後11時45分

電話の場合^(※5)

(平日)午前11時~午後6時

(※4) 請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。

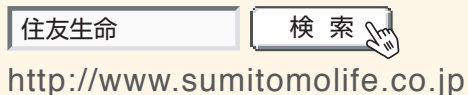
(※5) 休日のお取扱いはございません。

スミセイダイレクトサービスのご利用登録について

「笑顔の約束」をご契約いただくと保険証券にパスワード登録方法のご案内を同封して送付します。また、保険証券とは別に登録用の仮パスワードが記載されたハガキを送付します。以下の手順に沿ってご希望のパスワードを登録後、スミセイダイレクトサービスをご利用ください。

準備

保険証券(証券番号)と登録用の仮パスワードが記載されたハガキを準備し、右記ホームページへアクセス



登録手順

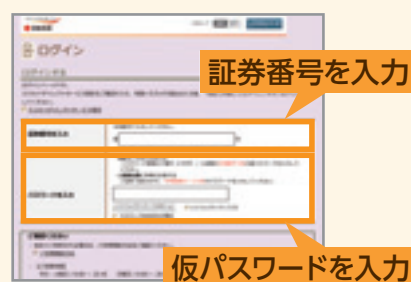
1 「スミセイダイレクトサービス ログイン」ボタンをクリック



2 「ログイン画面へ」ボタンをクリック



3 「証券番号」と「仮パスワード」を入力



4 画面にしたがってご希望のパスワードを登録



※画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

スミセイダイレクトサービスのご利用開始

※スミセイダイレクトサービスの内容について記載したスミセイダイレクトサービス規定は住友生命ホームページにてご案内しておりますので、ご確認ください。
 ※スミセイダイレクトサービスへのお申込みをご希望されない場合は、保険契約申込書のスミセイダイレクトサービス欄の「利用しない」に○印を付してください。
 ※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
 ※満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

ご利用時間 【月～土曜日】午前8時～午後11時45分 【日曜日】午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

ご利用開始手続き完了後、ネット・電話による即日解約サービス等の便利なサービスをご利用いただけます。

スミセイダイレクトサービスを活用し、タイミングを捉えて死亡保険金額・解約返戻金額を円建で確定させることもできます。

契約者からお申し出いただくことにより、指定通貨建の死亡保障から円建の死亡保障へ変更できます。(円建終身保険変更制度)

■第2保険期間または第3保険期間に、契約者のお申し出により、変更申出日の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を原資として円建終身保険へ変更し、指定通貨建にかえて円建で死亡保障を準備することができます。なお、第2保険期間中に円建終身保険に変更する場合、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。

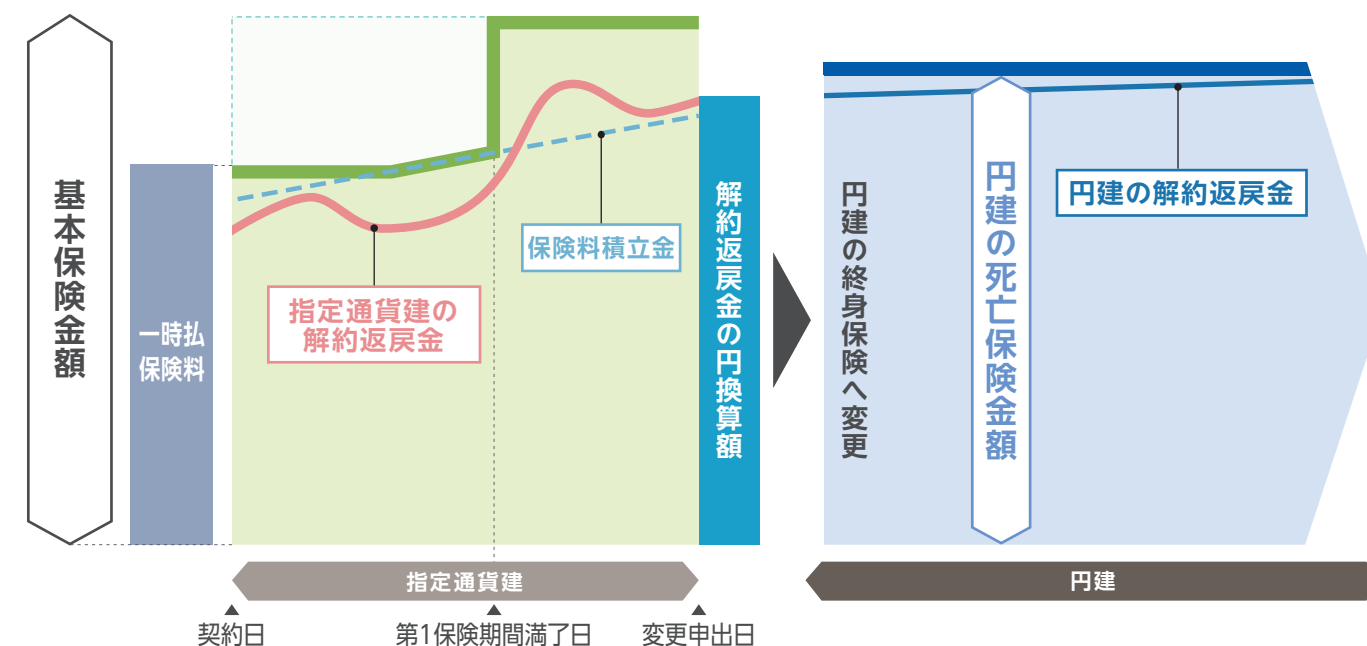
■円建終身保険変更後に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金は円貨でお支払いします。

参照 詳細はP26「契約概要6」をご覧ください。



- 円建終身保険変更後の死亡保険金額は、変更申出日における解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を基準として、変更日時点の被保険者の年齢および計算基礎率(円建終身保険の予定利率等)に基づいて計算します。ただし、変更前の死亡保険金額を変更申出日の住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を上限とし、上限を上回る部分に対応する変更申出日における解約返戻金の円換算額を契約者にお支払いします。
- 変更後の死亡保険金額は、変更前の死亡保険金の円換算額を下回ることがあります。
- 円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ再度変更することはできません。

しくみ図(イメージ)



将来の介護リスクに備えることもできます。

所定の要介護状態になられたとき、
「**重度介護前払保険金**(※1)」をお受け取りいただくことも選択できます。

■「**重度介護前払特約**」を付加することで、**第2保険期間または第3保険期間に、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合**、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部(※2)にかえて「**重度介護前払保険金**」を被保険者にお支払いします(※3)。

■「**重度介護前払保険金**」は、請求額(特約基準保険金額)から**住友生命所定の利息を差し引いた金額**または請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。

■「**重度介護前払保険金**」をお支払い後、すぐに被保険者がお亡くなりになった場合も、**既に差し引いた住友生命所定の利息はご返金できません**。

(※1)円建終身保険へ変更した後は円貨で支払います。

(※2)死亡保険金の一部にかえて支払った場合には、残りの基本保険金額の範囲内で**重度介護前払保険金**を再度請求できます。請求額は通算3000万円(請求額を指定通貨で定める場合、住友生命所定の為替レートで円換算した金額)を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

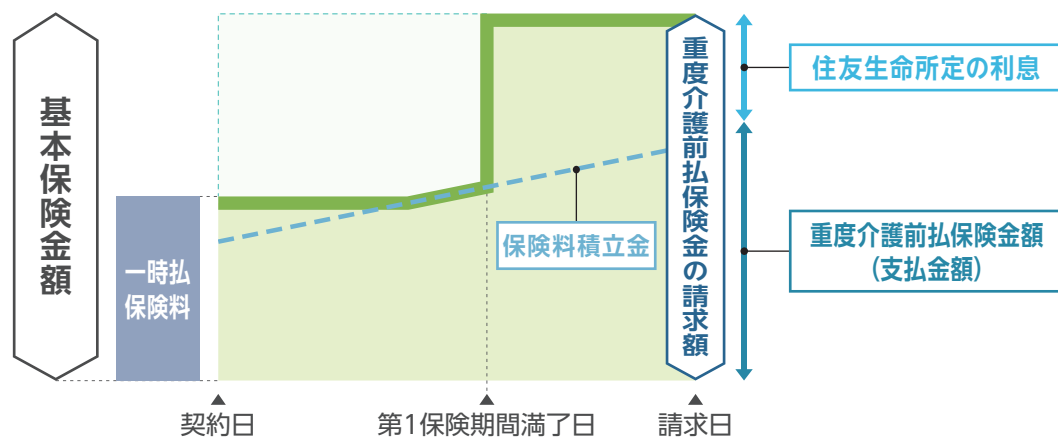
(※3)重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。

●本特約の付加は、被保険者おひとりにつき1契約に限ります。

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	被保険者	指定通貨	一時払保険料	予定利率(※4)	基本保険金額
	50歳	女性	米ドル	100,000米ドル	3.0%	222,260米ドル

(※4) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。



基本保険金額と同額を請求された場合

契約年齢	請求時の年齢(※5)	請求時の死亡保険金額(基本保険金額)	重度介護前払保険金の請求額		(ご参考) 請求時の解約返戻金額(※7)
			重度介護前払保険金額(支払金額)	住友生命所定の利息(※6)	
50歳	65歳	222,260米ドル	146,506米ドル	75,754米ドル	129,866米ドル
	80歳	222,260米ドル	181,252米ドル	41,008米ドル	170,495米ドル

(※) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しています。

(※) 「住友生命所定の利息」は1米ドル未満を切り上げ、「請求時の死亡保険金額」「重度介護前払保険金額(支払金額)」「請求時の解約返戻金額」は1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

(※5) 請求日時点の被保険者の契約上の年齢を用います。

(※6) 住友生命所定の利息は、ご契約の予定利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の予定利率により異なります。

(※7) 65歳の解約返戻金額は契約当日に解約した場合、80歳の解約返戻金額は契約当日直前に解約した場合です。解約返戻金額が支払金額をこえる場合、解約返戻金相当額を支払います。

生命保険ならではの機能で、 ご家族へスムーズに遺すことができます。

スムーズに現金化できます。

生命保険なら、原則遺産分割協議(遺産分割にかかる相続人同士の話し合い)の対象外(※1)となり、(災害)死亡保険金は受取人からの請求手続きにより原則5営業日以内にお支払いします(※2)。

そのため、**スムーズに現金化できる資金の準備をしておくことが可能です**。

(※1) 生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議の対象外とされています。ただし、相続人の中で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。

(※2) 完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

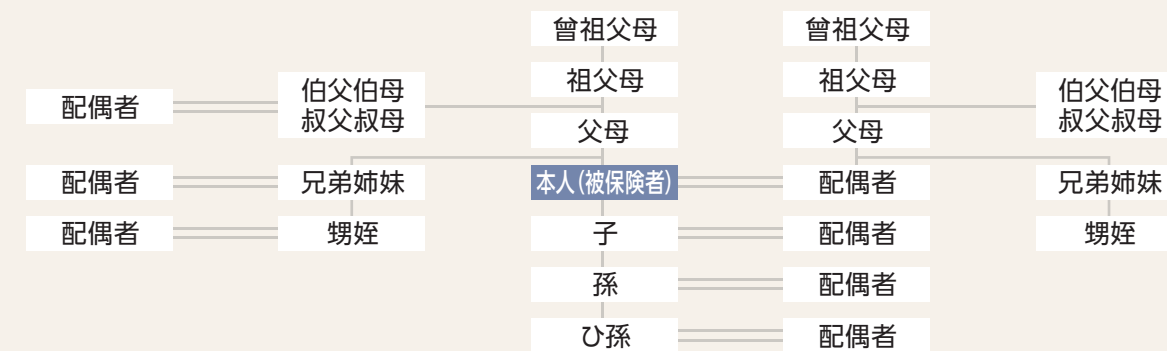
遺したいひとに遺せます。

遺言がない場合の遺産分割方法は相続人全員による話し合いで決められるため、**遺す側の想いが反映されない可能性があります**。

生命保険なら、あらかじめ死亡保険金受取人を指定しておくことが可能です。

〈本商品の死亡保険金受取人の指定可能範囲〉

被保険者からみた続柄が「配偶者」または「三親等以内の親族」



※上記は受取人の指定可能範囲ですが、相続税の非課税枠が適用可能となる相続人の範囲とは異なります。

生命保険金の相続税非課税枠をご活用いただけます。

相続財産が一定額以上の場合には相続税が課税されます。

生命保険なら、生命保険金に一定の相続税非課税枠があり相続税を軽減することが可能です。

$$\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

※ 保険金受取人が相続人である場合に非課税枠が使用できます(相続人以外が受け取る場合は使用できません)。

●記載の内容は2019年5月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

税務のお取扱い



記載の内容は2019年5月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

本商品の税務のお取扱い

この保険は日本国内において締結される生命保険契約であることから、税制上のお取扱いについては外貨を円換算したうえで、円建の生命保険と同様に取り扱います。

		円換算日	換算時の為替レート ^(*1)
一時払保険料		保険料領収日	円換算日 ^(*2) 最終のTTM
解約返戻金		解約返戻金計算基準日	円換算日 ^(*2) 最終のTTM
(災害)死亡保険金	所得税(一時所得)の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日 ^(*2) 最終のTTM
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日	円換算日 ^(*2) 最終のTTB

(*1) 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。

(*2) 住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。

※一時払保険料を円貨で払い込む場合は、円貨払込額となり、また、指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合は、指定外通貨(米ドルまたは豪ドル)払込額を円換算した金額となります。

※解約返戻金・(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合や円建終身保険へ変更した後に保険金等を受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

・TTS(対顧客電信売相場)：お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)する際に適用される一般的な為替レートです。

・TTB(対顧客電信買相場)：お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)する際に適用される一般的な為替レートです。

・TTM(対顧客電信売相場仲値)：TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

お払い込みいただいた保険料のお取扱い

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般生命保険料控除」の対象となります。

保険金受取時のお取扱い

(災害)死亡保険金を受け取った場合の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

重度介護前払保険金を受け取った場合の課税

- ・重度介護前払保険金は、被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。
- ・被保険者が亡くなった時点で既に受け取った保険金の残額がある場合には、被保険者の相続財産となり、相続税の課税対象となります。

終身保障の全部または一部にかえて一時金化(解約または減額)した場合のお取扱い

契約者が受け取る解約返戻金に対して所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

契約概要

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください** **いただきたい事項を記載しています**。「注意喚起情報」および「ご契約のしおり一定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

詳細 お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

➔ 1 | 引受保険会社について

- **引受保険会社** **住友生命保険相互会社**
- **住所** 本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
- **電話** ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506081
- **ホームページ** <http://www.sumitomolife.co.jp>

➔ 2 | 商品の特徴について

- 「笑顔の約束」は、住友生命の「5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)」の愛称です。
- この保険は、指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の終身保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨、豪ドルはオーストラリア連邦の通貨です。
- ご契約時に通貨を指定いただきます。指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。
- 第1保険期間(ご契約当初5年間または10年間、ご契約年齢により異なります)の死亡保険金額を抑えることで、第2保険期間・第3保険期間(ご契約当初5年または10年経過以後)の死亡保険金額を大きくしています。
- 基本保険金額はご契約時に指定通貨建で確定します。
- 第1保険期間・第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。第3保険期間(契約日から15年経過以後)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。

次ページにつづく

■保険料のお払込みや死亡保険金、解約返戻金等のお支払いは指定通貨となります。なお、保険料円貨払込特約または保険料指定外通貨払込特約を付加していただくことにより、一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお払い込みいただけます。また、お申し出により死亡保険金、解約返戻金等を円貨でお支払いします。

■ご契約時に適用する予定利率(*)は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、**お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率は、お申込み時の予定利率と変わることがあります**(契約締結後は、ご契約時に適用された予定利率から変わりません)。**この場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります**。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

(*) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率です。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。

参照▶ 本商品のしくみ図(イメージ)についてはP9・10をご覧ください。

参照▶ 解約返戻金の詳細はP27・28「契約概要8」をご覧ください。

- 一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。
- ⚠️そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

第1保険期間の(災害)死亡保険金額の円貨での最低保証について (初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合のお取扱い)

■第1保険期間の(災害)死亡保険金のお支払いについて、基準金額を最低保証します**(第2保険期間および第3保険期間の死亡保険金のお支払いについては基準金額の最低保証はありません)**。また、**解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません**。

■基準金額は払込通貨に応じて、以下の金額をいいます。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。

- ・払込通貨が円貨の場合
円貨払込額
- ・払込通貨が円貨以外の場合

[一時払保険料×住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)]となります。

■(災害)死亡保険金の受取り通貨として円貨を選択した場合、換算基準日の住友生命所定の為替レート(TTM-50銭)により円換算した死亡保険金額が円貨で最低保証する金額を下回る場合は円貨で最低保証する金額をお支払いします(なお、下回らない場合は死亡保険金を円換算した金額をお支払いします)。

■契約年齢が40歳~80歳の方が付加できます(契約年齢が81歳~90歳の方のお取扱いはいたしません)。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。

■本特約を付加した場合、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

■本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

■(災害)死亡保険金を指定通貨でお受取りになる場合は、本特約による最低保証のお取扱いはありません。

3 保障内容

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき ^(*)	一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額	死亡保険金受取人
第1保険期間 災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症 ^(**) を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
第2保険期間 死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額	
第3保険期間 死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額	

(*) ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。

(**) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

詳細▶ 詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の「普通保険約款の別表」をご確認ください。

■本商品は被保険者が高度障害状態になられたときの保険金のお支払いはありません。

■死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。

- ・告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- ・死亡保険金受取人の故意による場合
- ・責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合

詳細▶ 詳細はP34「注意喚起情報8」および「ご契約のしおり-定款・約款」の「死亡保険金などをお支払いできない場合」をご確認ください。

詳細▶ 死亡保険金等の金額例は「ご提案内容説明書」をご確認ください。

4 ご契約の諸基準について

契約年齢と 第1保険期間・ 第2保険期間・ 第3保険期間	契約年齢 ^(※1)	40歳～49歳	50歳～90歳 ^(※2)
	第1保険期間	10年	5年
	第2保険期間	5年	10年
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後、一生涯	
一時払保険料の取扱単位 ^(※3)	米ドル:100米ドル単位 豪ドル:100豪ドル単位 円貨:1万円単位		
最低一時払保険料 ^(※3)	米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円		
最高一時払保険料 ^{(※4)(※5)}	契約年齢 ^(※1) 40歳～49歳 :7000万円 50歳～90歳 ^(※2) :3億円		
最高保険金額 ^{(※5)(※6)}	5億円		
通算引受保険金額 ^(※7)	住友生命の商品について、同一被保険者がお申し込みいただける保険金額の上限は下表のとおりです。		
	2年以内にご加入いただいた 全てのご契約の保険金額を通算して 被保険者おひとりにつき 5億円 以内	全てのご契約の保険金額を通算して 被保険者おひとりにつき 7億円 以内	
保険料払込方法	一時払いのみ		
告知	職業のみの告知		
保険期間	終身		

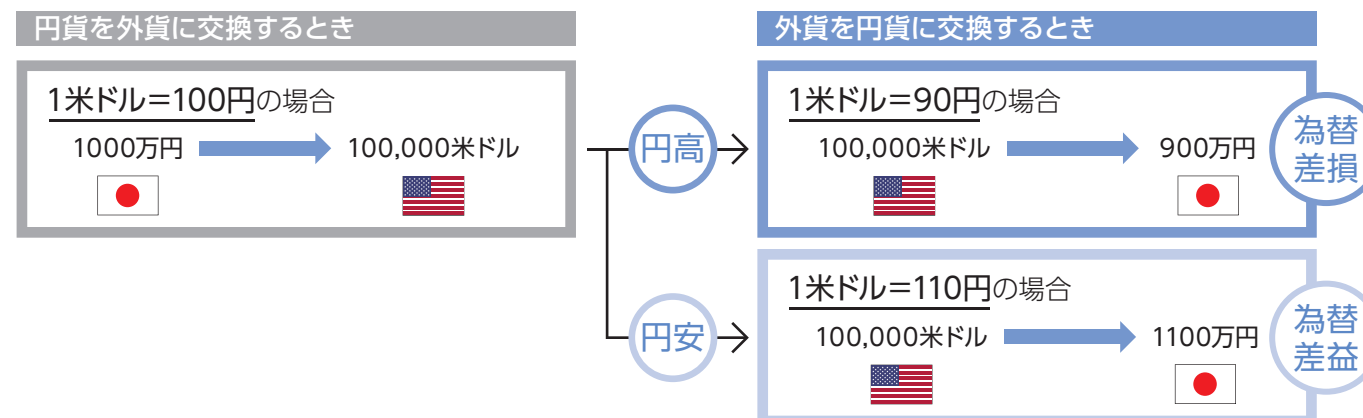
- (※1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
- (※2) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合、80歳までのお取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。
- (※3) 払込通貨で判定します。
- (※4) 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて一時払保険料を円換算した金額(払込通貨が円貨の場合は円貨払込額)にて判定します。
- (※5) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、上記金額までご加入いただけない場合があります。
- (※6) 最高保険金額の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。また、最高一時払保険料の基準を満たした場合であっても、最高保険金額を超過する場合にはご加入いただけません。
- (※7) 通算引受保険金額の判定に用いる保険金額は商品ごとに異なります。本商品については、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートをを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。

■ 次の事項についてはお申し込みの際の申込書をご確認ください。
指定通貨／一時払保険料／払込金額／付加している特約／被保険者の性別・生年月日

5 為替変動リスク

■ 死亡保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。そのため、**為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

【為替変動リスクの例(米ドルの場合)】



→ 6 付加できる特約等

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

<p>初期死亡時 円換算支払額 最低保証特約</p>	<p><input type="checkbox"/>第1保険期間(ご契約当初5年間または10年間(契約年齢により異なります))中に被保険者が死亡された場合で、(災害)死亡保険金を換算基準日^{(*)1}における住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が基準金額を下回るときは、基準金額をお支払いします。</p> <p><input type="checkbox"/>基準金額は払込通貨に応じて、以下の金額をいいます。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・払込通貨が円貨の場合 円貨払込額 ・払込通貨が円貨以外の場合 [一時払保険料×住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)]となります。 <p><input type="checkbox"/>契約年齢が40歳～80歳の方が付加できます(契約年齢が81歳～90歳の方のお取扱いはいたしません)。金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。</p> <p><input type="checkbox"/>第2保険期間および第3保険期間の死亡保険金のお支払いについては基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。</p> <p><input type="checkbox"/>本特約を付加した場合、第1保険期間中については、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。</p> <p><input type="checkbox"/>本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。</p> <p><input type="checkbox"/> (災害)死亡保険金を指定通貨でお受取りになる場合は、本特約による最低保証のお取扱いはありません。</p>
<p>重度介護 前払特約</p>	<p><input type="checkbox"/>第2保険期間以後に、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4以上の状態に該当していると認定された場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。</p> <p><input type="checkbox"/>重度介護前払保険金は特約基準保険金額(請求額)から住友生命所定の利息を差し引いた金額または請求額に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。</p> <p><input type="checkbox"/>重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、既に差し引いた住友生命所定の利息はご返金できません。</p> <p><input type="checkbox"/>被保険者おひとりにつき、請求額は通算3000万円を限度とします^{(*)2}。</p> <p><input type="checkbox"/>重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。</p> <p><input type="checkbox"/>本特約の付加は、被保険者おひとりにつき1契約に限ります。</p> <p>※記載の内容は、2019年5月現在の公的介護保険制度によるものです。今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。</p>

(*)1 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。また、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

(*)2 請求額を指定通貨で定めるときは、請求日^{(*)1}の住友生命所定の為替レートにより円換算します。なお、限度額は将来変更することがあります。

詳細 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の「当社所定の為替レート」をご確認ください。

次ページにつづく

<p>指定代理 請求特約</p>	<p><input type="checkbox"/>被保険者が受取人となる次の保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金などを請求することができます。</p> <p>・重度介護前払保険金^{(*)3}・配当金(契約者と被保険者が同一人である場合)</p> <p><input type="checkbox"/>請求時における被保険者と指定代理請求人の関係が住友生命所定の範囲内であることが必要です。</p>
<p>保険料円貨 払込特約 保険料指定外 通貨払込特約</p>	<p><input type="checkbox"/>一時払保険料を指定通貨にかえて円貨または指定通貨以外の外貨^{(*)4}でお払い込みいただけます。</p> <p><input type="checkbox"/>払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。</p> <p><input type="checkbox"/>複数通貨でのお払込みはできません。</p>
<p>円建終身保険 変更制度</p>	<p><input type="checkbox"/>第2保険期間以後に、契約者からのお申し出により、変更申出日^{(*)5}における解約返戻金の円換算額を原資として、変更申出日の翌日に円建終身保険へ変更することができます。なお、第2保険期間中に円建終身保険に変更する場合、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。</p> <p><input type="checkbox"/>円建終身保険変更後の死亡保険金額は、変更申出日^{(*)5}における解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を基準として、変更日時点の被保険者の年齢および計算基礎率(円建終身保険の予定利率等)に基づいて計算します。ただし、変更前の死亡保険金額を変更申出日^{(*)5}の住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を上限とし、上限を上回る部分に対応する変更申出日における解約返戻金の円換算額を契約者にお支払いします。</p> <p><input type="checkbox"/>変更後の死亡保険金額は、変更前の死亡保険金の円換算額を下回ることがあります。</p> <p><input type="checkbox"/>円建終身保険へ変更後の死亡保険金、解約返戻金等は円貨でお支払いします。</p> <p><input type="checkbox"/>円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ再度変更することはできません。</p>
<p>円貨支払制度</p>	<p><input type="checkbox"/>契約者または保険金の受取人からのお申し出により、死亡保険金、災害死亡保険金、解約返戻金、重度介護前払保険金^{(*)3}等を換算基準日^{(*)5}の住友生命所定の為替レートにより円換算してお支払いします。</p>

(*)3 重度介護前払特約を付加された場合

(*)4 指定通貨が米ドルの場合は豪ドルによるお払込みを、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルによるお払込みを取り扱います。

(*)5 書類でご請求いただいた場合は住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます(スマセイダイレクトサービスで解約のご請求の場合は、ご請求いただいた当日とします)。また、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

詳細 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の「当社所定の為替レート」をご確認ください。

→ 7 配当金について

■配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。

■配当金は円貨でお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等を指定通貨でお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、指定通貨でお支払いします。

■配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。

■配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。

8 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- 一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は、**市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 第3保険期間(契約日から15年経過以後)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。
- 円建終身保険へ変更した後は、市場価格調整は適用されません(なお、第2保険期間において円建終身保険へ変更する場合、その原資となる解約返戻金額の計算には、市場価格調整を適用します)。

第1保険期間・第2保険期間の解約返戻金額

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日(*)の保険料積立金相当額} \times \text{市場価格調整率}$$

(*)ご契約を解約・減額する場合および円建終身保険へ変更する場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)とします(スマセイダイレクトサービスで解約のご請求の場合は、ご請求いただいた当日とします)。

市場価格調整について

- 市場価格調整**とは、各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、**市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。**

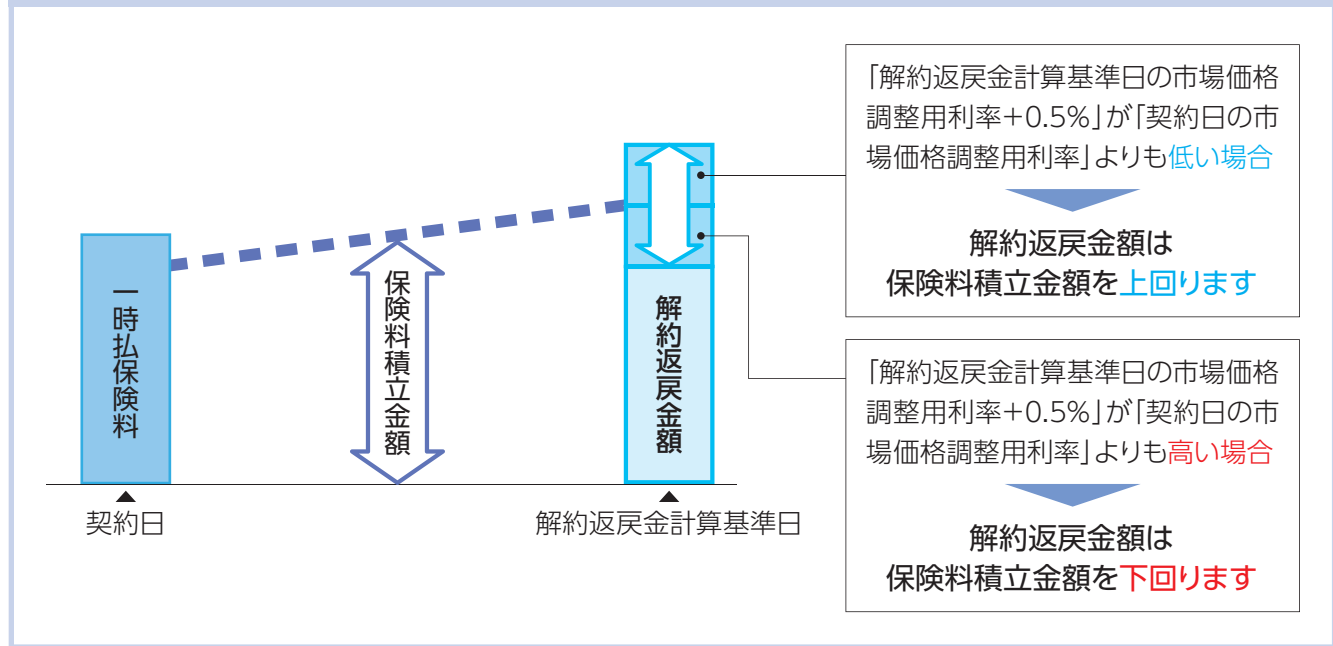
- 市場価格調整率**は、契約日と解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率を使用した以下の算式で計算します。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日における市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率} + 0.5\%(*1)} \right)^{\frac{\text{残存月数}(*2)}{12}}$$

(*1)0.5%	市場価格調整用利率の決定日から解約返戻金計算基準日までの金利変動(金利上昇)、運用資産の売買価格差に対する調整率
(*2)残存月数	180か月(契約日から起算して第2保険期間満了日までの月数)から、契約日から起算して解約返戻金計算基準日までの月数(1か月未満切り捨て)を差し引いた月数

- 市場価格調整用利率**は、投資している債券価格の変動を解約返戻金額に反映させるという観点から、住友生命所定の期間における各指定通貨の指標金利の平均値から-1.0%~+1.0%の範囲内で定める値とし、毎月2回(1日および16日)設定されます。なお、契約日時点の市場価格調整用利率は保険証券で、最新の市場価格調整用利率は住友生命ホームページの閲覧またはスマセイコールセンターへの照会によりご確認ください。

解約返戻金額の変動イメージ



第3保険期間の解約返戻金額

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日の保険料積立金相当額}$$

詳細 解約返戻金等の金額例は「ご提案内容説明書」をご確認ください。

9 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいい、この保険は責任開始日と同じ日となります。責任開始日は、保険契約上の保障が開始された日です。
- ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、一時払保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始されます。

10 お客さまにご負担いただく費用

- お客さまにご負担いただく費用は、「ご契約時にかかる費用」「ご契約後にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照 詳細はP29・30「注意喚起情報『お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。』」をご覧ください。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています**。「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください**。
- 特に保険金をお支払いできない場合 (P34 **8**) など、お客さまにとって**不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください**。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください**。(P33 **6**)

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■ご契約時にかかる費用^(※1)

一時払保険料に4%を乗じた金額を上限として、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。

(※1)この費用は、予定利率、被保険者の年齢によって異なりますので表示しておりません。

■ご契約後にかかる費用^(※2)

死亡保障やご契約の維持に必要な費用は、保険料積立金から毎月差し引いています(別途お支払いいただくものではありません)。

■初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合

第1保険期間中については、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お支払いいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

■重度介護前払保険金を請求した場合

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引きます。

(※2)これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

次ページにつづく

■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(※3)
保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※4)	TTM ^(※5) - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※5) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(※5) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM ^(※5) - 25銭

(※3)住友生命所定の為替レートは2019年5月現在のものです。今後変更することがあります。

(※4)初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※5)TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。
・TTS(対顧客電信売相場):お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート
・TTB(対顧客電信買相場):お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

■外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)でお支払いいただく際や、保険金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

そのため、**解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。

保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。

そのため、**為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

また、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換された場合、もとのお手持ち資金を下回ることがあります。

外貨建保険のしくみ (為替変動リスク)

→1 本商品は外貨建保険のため、円換算する場合、**為替レートの変動に伴うリスクがあります。**

- ① 保険金・解約返戻金等を円貨でお受け取りいただく場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、受取時または変更時の為替レートを適用します。
そのため、**為替レートの変動により、保険金・解約返戻金等を受取時または変更時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- ② 為替レートの変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。また、為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- ③ 保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提としたお申込みはお断りさせていただきます。

申込み時 (クーリング・オフ制度)

→2 申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により**申込みの取消し (クーリング・オフ) ができます。**

申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日



- ① 申込みの取消しは、書面の発信時 (郵便の消印日付) に効力を生じますので、郵便により住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社あて先 〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室

- ② 申込みの取消しがあった場合、すでに払い込まれた保険料は払込時の通貨で払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換し申し込みいただいた場合で、**払い戻された指定通貨等を円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が発生する可能性があります。**なお、為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。

・「申込みの取消し」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特にご確認いただきたい重要事項』をご確認ください。

申込み時 (告知)

→3 現在の職業について、**住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせ (告知) ください。**

- ① 契約者や被保険者には、職業について**正しく告知する義務があります。**告知書に記入したことが告知となります。
- ② 募集代理店の担当者 (生命保険募集人) には告知を受ける権限がないため、**口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません。**
- ③ 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、**契約を解除することがあります** (告知義務違反による解除)。
- ④ 契約を解除した場合には、たとえ保険金の支払理由が発生していても、**お支払いできないことがあります。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、**保険金をお支払いできないことがあります。**

詳細 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『職業の告知』をご確認ください。

申込み時・請求時 (確認訪問)

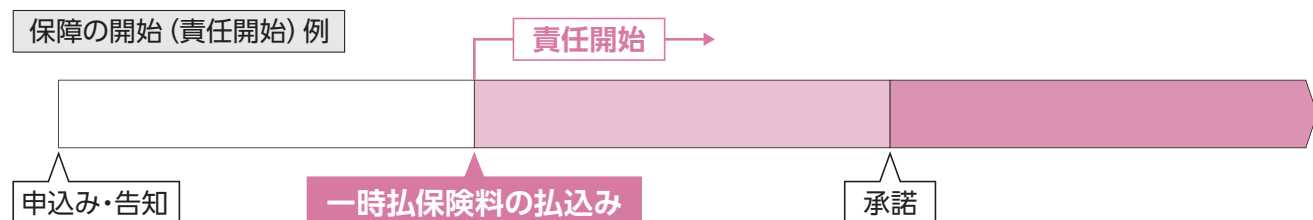
→4 申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- ① 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- ② 契約の際に、運転免許証やパスポート等で、ご本人であることを確認します。

→5

申込み時 (保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、
一時払保険料の払込みおよび告知がともに完了した時から
契約上の保障を開始 (責任開始) します。



募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

→6

申込み時 (現在の契約を解約・減額して申込む場合)

現在の契約を解約・減額して、
本商品 (新たな契約) の申込みを検討している場合は、
契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

- ① 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
 - ③ 本商品 (新たな契約) の申込みについては、職業について告知する義務があります。
そのため、職業などによっては、**契約をお断りすることがあります。**
また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります。**
- 参照** 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P32「注意喚起情報3」をご覧ください。
- ④ 現在の契約と本商品 (新たな契約) の予定利率等は異なることがあります。
なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなることもあります。**

→7

契約後 (解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、
一時払保険料を下回ることがあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、第1保険期間および第2保険期間 (ご契約当初15年間) の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します (ただし、円建終身保険へ変更後は市場価格調整を適用しません)。
そのため、**解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。**

- 参照** 解約返戻金について詳細は、P27・28「契約概要8」をご覧ください。
- 詳細** 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『解約返戻金』をご確認ください。

→8

請求時 (お支払いできない例)

保険金の支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

保険金をお支払いできない場合の例

- ① **責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因とする場合**
・災害死亡保険金は支払いませんが、死亡保険金を支払います。
- ② 告知内容が事実と相違し、契約が**告知義務違反により解除された場合**
- ③ 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**
- ④ 詐欺により**契約が取り消された場合**や、保険金の不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- ⑤ 保険金の**免責事由に該当した場合**
(例: 責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

→9

請求時 (手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、保険金をお支払いします。
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性が
あると思われる場合や不明な点が生じたときなども、
すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- ① 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となることがありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。**
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
 - ② 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。
- 詳細** お支払理由、ご請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特徴としくみ』『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。

→10

請求時 (指定代理請求制度)

被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が
請求できない場合、受取人に代わってあらかじめ指定した
指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

- ① 指定代理請求人は保険金などの請求時において所定の範囲内であることが必要です。
詳細 指定代理請求人の所定の範囲について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特約について』をご確認ください。
- ② 保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から指定代理請求人に、事前に契約内容などをご説明ください。

諸制度(相互会社制度)

→ 11 相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する
信任投票の権利などがあります。

- ① 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- ② 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

諸制度(経営破綻時などの取扱い)

→ 12 生命保険会社が経営破綻した場合などには、
保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- ① 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- ② 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

諸制度(税金の取扱い)

→ 13 ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

- ① この保険の税務上の取扱いについては、以下の基準により外貨を円換算したうえで、円建のご契約と同様に取り扱います。

	円換算日	換算時の為替レート(*1)
一時払保険料	保険料領収日	円換算日(*2)最終のT T M
解約返戻金	解約返戻金計算基準日	円換算日(*2)最終のT T M
(災害)死亡保険金	所得税(一時所得)の対象となる場合	被保険者の死亡日
	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日
		円換算日(*2)最終のT T B

- (*1) 住友生命が指標として指定する金融機関が公示する為替レートとします。
 (*2) 住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。
 ・一時払保険料を円貨で払い込む場合は、円貨払込額となり、また、指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合は、指定外通貨(米ドルまたは豪ドル)払込額を円換算した金額となります。
 ・解約返戻金・(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合や円建終身保険へ変更した後に保険金等を受け取る場合は、円貨で受け取った金額となります。

- ② 一時払保険料は、お払い込みいただいた年に限り一般生命保険料控除の対象となります。
- ③ 解約された場合は、解約返戻金から一時払保険料を差し引いた金額に対して、所得税(一時所得)と住民税が課税されます。
- ④ 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、税務上の取扱いは以下のとおりとなります。

	契約形態	税務上の取扱い
(災害)死亡保険金	契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
	契約者と死亡保険金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税
	契約者・被保険者・死亡保険金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税

・重度介護前払保険金は、被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。

次ページにつづく

【詳細】「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、前ページの税務にかかわる説明は2019年5月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

預金との違いについて

→ 14 本商品は預金ではありません。

本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

相談・照会・苦情の連絡先

→ 15 生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、
住友生命のお問合せ窓口および
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。


ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506081**

〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時/土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

主なサービス内容	● 契約内容に関するご照会	● 苦情・相談受付
		● 各種手続き方法に関するご案内(*)

(*) 住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等
証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。

- ① この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ② 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>
- ③ 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<http://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

